

第2回 土砂災害対策連絡会

会議結果

平成27年1月13日(火) 13:30～
行政庁舎 11階 1105 会議室

1. 開 会

委員長

- ・自然災害については、いつ、何の災害が起きるか分からないが、本会は、県民の生命を守るため、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ※その他、連絡会のこれまでの実施内容等を紹介

2. 議 事 (1) 情報提供

上原委員

- ・平成26年11月12日、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律(以下、土砂法)の改正案(以下、改正土砂法)が国会審議を経て成立
- ・そもそも土砂法は、平成11年の広島県において発生した土砂災害が契機で、この後より土砂災害警戒区域の指定がスタート
- ・平成26年8月の広島県における大規模土砂災害を契機に、改正案が成立し、もう間もなく施行される見込み
- ・その内容は、
 - ①土砂災害の危険性のある区域の明示・公表(基礎調査結果の公表、目標はおおむね5年で完了、定期的に国へ進捗状況を報告)
 - ②円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供(都道府県知事に対し、市町および一般へ土砂災害警戒情報の周知の義務づけ、解除については必要な助言を行うこと)
 - ③避難体制の充実強化(地域防災計画への避難場所、避難経路、避難訓練に関する事項等を定めること)
 - ④国による援助(必要な助言、情報提供その他の援助を行うように努めなければならない)

となる見込み

- (2) 課題整理
- ・ 第1回連絡会の課題確認
 - ・ 住民アンケート結果
 - ・ 地方部会開催結果

事務局

※別途、「会議資料」の通り。

- (3) 対応方針（案）

事務局

※別途、「会議資料」の通り。

- (4) 意見交換

※以下、発言があった順で記載

詩丘委員

- ・ 防災意識の向上が課題ということだが、金沢市では、今年度の12月末時点で143回の出前講座を実施するなど、住民の防災意識の向上に努めている
- ・ 防災無線については、屋外にいて情報が得がたい方に対して情報を発信する手段であると認識しており、屋内にいる方はテレビやラジオなどにより情報を取得しているのではないか
- ・ よって、住民には早い段階で情報は入っているのではないか
- ・ 市では、防災無線やメールによる情報発信を行っているが、メールの利用者が少ないようなので、利用促進を図りたい

薬師委員

- ・ 防災訓練は毎年実施しているが、土砂災害に対する訓練は少ない傾向にあるため、市で育成を図っている自主防災組織や防災士などと協力し、訓練を通して、土砂災害に対する認識を高めてまいりたい

長谷川委員

- ・ 防災無線のデジタル化については、あと2年で完了を目指している
- ・ 当市での懸案事項の一つは、地形的な制約により、避難経路の確実な確保が難しいという点である

- ・土砂災害に対する訓練については、地域毎に格差があるように感じられる

今井委員

- ・ホットラインを開設しており、今後は、災害の切迫性が高まった際には、直接市町への情報提供を電話で行うことを検討している

高原副委員長

- ・小学校出前講座は、小さい頃からの防災教育ということで、長い目で見ると大切な取り組みとなる
- ・決まった雨の量で土砂災害が起こるとは言えないのが現状であるため、どの時点で危険だなどと、ある程度の共通の基準は作って、周知することが必要
- ・マスコミなどとも連携し、防災無線が流れた場合は、すぐにテレビをつけ、d ボタンを押して確認するなど、共通の行動パターンを教育することが必要
- ・要配慮者に対しては、避難していただくことも大切だが、避難した後の対応も考えておく必要がある

川村委員長

- ・行政職員に関する緊急時の行動マニュアルを用意しておく、非常時の対応にスムーズなのではないか

平野委員

- ・浅野川の氾濫のときも、大丈夫だろうと思って帰宅する高齢者もいるくらい、防災意識については低さがうかがえる
- ・また、高齢化や過疎化によって、地域が広大であることや、人員が不足するなど、高齢者などの要配慮者の情報を把握できていないのではないか

土田委員

- ・課題と対応方針については、方向性は良いと思うが、読むだけで、誰がどのような対策を講じるべきか、だいたい検討がつくような文章で書くべきではないか
⇒第3回連絡会にて修正案を報告予定
- ・土砂災害広報キャラバン隊による広報活動などに、防災士会としても参加、協力することもできるのではないか
- ・土砂災害が今まで起こったことがないところの方が、かえって危険であると伝えていくことも重要ではないか

大月委員

- ・防災士の資格を持つ方も増えているが、活動という点では不十分に感じるので、土砂災害に関する研修を増やすことや、住民を対象とした啓蒙活動の一部を協力して実施することができるのではないかと感じる
- ・要配慮者も、情報を収集しようと努力していると思う一方で、緊急地震速報のエリアメールでは一度に多くの方に情報を伝達しているが、土砂災害などの地域に関する情報は地域に登録していないと得られない情報なので、要配慮者に親切な情報発信ができないものかと感じる

松田委員

- ・長谷川委員のご意見にもあった通り、土砂災害にどれだけ備えても、避難路が寸断されるなどのように、ソフト対策だけではなく、ハード対策も推進する必要がある
- ・同様に、アンケート結果や委員のご意見にもあった通り、要配慮者は避難に時間を要するということから、ソフト対策だけではなく、ハード対策の推進も必要
- ・防災意識や情報伝達など、地域に温度差があるように感じるなので、地域の特性を具体的にご教示いただくことで、県全体の安全性が図られると感じるので、引き続き情報共有もお願いしたい。

西委員

- ・災害対策はいずれも、自分が住んでいる地域にどんな危険があるのかを認識するところから始まる。土砂災害については県土木部が率先して取り組んでいるが、地元住民も含めて、考え、取り組んでいく必要がある

詩丘委員

- ・市町には避難勧告を出す義務が与えられているが、同時に責任も伴う
- ・よって、おおよその範囲で、おおよそのタイミングで避難勧告を発令することができない
- ・範囲とタイミングについての技術的支援については、誰にどのように要望すると良いのか

事務局

- ・詩丘委員のご意見については、現在、県砂防課で運用しているSABOアイの改良によって、避難情報発令の判断を支援できないかということを検討中である

長谷川委員

- ・土砂災害警戒情報を発表する際、FAXで発表の通知をするだけでなく、判断となるメッシュ情報等を伝達していただくと、市町担当者も確認しやすい

高原委員

- ・土砂災害警戒情報の発表については、CLをスネークラインが超えるかどうかで判断している。また気象台からは、時間降雨量が一定値を超えると記録的大雨情報を発表している。これらの情報は、土砂災害の危険を感じるために必要な情報の1つであるが、確実に危険な状態になったと言えるかどうかは地域によって異なると考えている
- ・このため、「過去最大」などのような、これまでに経験したことのない大雨などの情報も1つの危機感を与える情報なので、新たな基準の1つにできると思う

3. 閉 会

事務局

- ・第3回連絡回は、平成27年3月の予定
- ・検討内容は、課題と対応方針の表現の修正、具体的な方策の提示、実施スケジュールなどを予定